

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2022年7月14日	
愛知県知事 殿	
提出者 住 所 豊川市萩町向山7番地 氏 名 イソライト工業株式会社 社長 飯田 栄司 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0533(88)3111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	イソライト工業株式会社 音羽工場
事業場の所在地	豊川市萩町向山7番地
計画期間	2022年4月1日～2023年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	21 窯業・土石製品製造業
②事業の規模	製造品出荷額 1191百万円
③従業員数	115人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	耐火断熱材セラミックファイバー(イソウル)の生産とその二次製品であるイソウルボード及びイソウル成形品を生産している。 製造工程: ガラス・陶磁器くず→中間処理業者に委託して粉砕後、埋立処分 廃水→施設で減容→無機汚泥→中間処理業者に委託して、原料として再資源化 廃プラスチック→中間処理業者に委託して、粉砕後、埋立処分 木くず→中間処理業者に委託して焼却後、埋立処分 木くず→中間処理業者に委託して粉砕後、原料として再資源化

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項					
(管理体制図) 生産本部長 工場長 (廃棄物処理統括責任者) └ 所属長会 └ 製造室長 (産業廃棄物処理責任者) └ 製造室 (産業廃棄物処理施設技術管理者) └ 設備技術室 (特別管理産業廃棄物管理責任者、現在、高圧コンデンサー等の保管のみ)					
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項					
①現状	【前年度 (2021年度) 実績】				
	産業廃棄物の種類	①ガラス	②汚泥	③木くず	④廃プラ
	排出量	1,173 t	1,557 t	40.2 t	30.8 t
	※①ガラス・陶磁器くず、②無機汚泥、③木くず、④廃プラスチック類 (これまでに実施した取組) ・製品の歩留向上に取り組む。 ・梱包材の簡素化に取り組む。				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	①ガラス	②汚泥	③木くず	④廃プラ
	排出量	1,161 t	1,541 t	39.8 t	30.5 t
	※①ガラス・陶磁器くず、②無機汚泥、③木くず、④廃プラスチック類 (今後実施する予定の取組) ・製品の歩留向上に取り組む。(①の目標：前年度1%削減) ・購入原料の梱包材 (パレット) の再利用化に取り組む。				
産業廃棄物の分別に関する事項					
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ガラス・陶磁器くず、無機汚泥、木くず、廃プラスチック類は、それぞれに分別し、保管している。				
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし				

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項					
①現状	【前年度（2021年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	①ガラス	②汚泥	③木くず	④廃プラ
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	23 t	0 t	0 t	0 t
	※①ガラス・陶磁器くず、②無機汚泥、③木くず、④廃プラスチック類 (これまでに実施した取組) ・再使用可能な工程不良品（セラミックファイバー製品）は、原料に戻し、再利用する。				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	①ガラス	②汚泥	③木くず	④廃プラ
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	23.2 t	0 t	0 t	0 t
	※①ガラス・陶磁器くず、②無機汚泥、③木くず、④廃プラスチック類 (今後実施する予定の取組)				
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項					
①現状	【前年度（2021年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	①ガラス	②汚泥	③木くず	④廃プラ
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	1,438 t	0 t	0 t
※①ガラス・陶磁器くず、②無機汚泥、③木くず、④廃プラスチック類 (これまでに実施した取組) ・廃水処理汚泥は社内で脱水処理し、減量化している					
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	①ガラス	②汚泥	③木くず	④廃プラ
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	1,452 t	0 t	0 t
※①ガラス・陶磁器くず、②無機汚泥、③木くず、④廃プラスチック類 (今後実施する予定の取組) ・脱水率を高め、減量化に取り組む。					

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項					
①現状	【前年度（2021年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	①ガラス	②汚泥	③木くず	④廃プラ
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	※①ガラス・陶磁器くず、②無機汚泥、③木くず、④廃プラスチック類 (これまでに実施した取組) ・自ら埋立処分又は海洋投入処分を実施していない。				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	①ガラス	②汚泥	③木くず	④廃プラ
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	※①ガラス・陶磁器くず、②無機汚泥、③木くず、④廃プラスチック類 (今後実施する予定の取組) ・自ら埋立処分又は海洋投入処分を実施する予定はない。				
産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
①現状	【前年度（2021年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	①ガラス	②汚泥	③木くず	④廃プラ
	全処理委託量	1,062 t	119 t	40 t	31 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	119 t	17 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	17 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
※①ガラス・陶磁器くず、②無機汚泥、③木くず、④廃プラスチック類 (これまでに実施した取組) ・塩ビ類を除く廃プラスチック類のリサイクル可能な処理業者を探したが、処理業者見つからず、選別処理に移行し全量が埋立に回った。 ・汚泥を中間処理業者に委託して、原料として再資源化 ・木くず（パレット）17.0トンを中間処理業者に委託して粉碎後、原料として再資源化					

		【目標】			
		産業廃棄物の種類	①ガラス	②汚泥	③木くず
②計画	全処理委託量	943 t	37 t	7.9 t	49 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t	3.2 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	37 t	4.7 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	<p>※①ガラス・陶磁器くず、②無機汚泥、③木くず、④廃プラスチック類 (今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先処理業者には定期的な実施確認に取り組む。 				
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。